

第2期岡山県障害者計画（仮称）

（原案）

岡山県

目 次

第1章 総論

はじめに

I 計画策定の背景

II 計画の性格及び位置付け

III 計画の期間

IV 計画の推進体制

V 障害のある人の現状

- (1) 岡山県における障害のある人の現状
- (2) 身体障害のある人の現状
- (3) 知的障害のある人の現状
- (4) 精神障害のある人の現状
- (5) 本計画における障害のある人（障害者）

VI 障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題

- (1) 措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法の成立
- (2) 地域生活への移行
- (3) 社会全体の意識の変化
- (4) 市町村の役割の重要性

VII 計画の基本理念

- (1) 自立の支援
- (2) 主体的な選択の尊重
- (3) 地域で共生する社会の実現

第2章 施策の展開

I 啓発・広報

<基本的な考え方>

<現状と課題>

<重点施策・主要事業>

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) 福祉教育等の推進
- (3) ボランティア活動の推進

II 生活支援

<基本的な考え方>

<現状と課題>

<重点施策・主要事業>

(1) サービス利用の総合的支援

ア 総合的な支援体制の整備

イ 相談支援従事者等の養成・資質の向上

ウ サービスの質の向上

エ 精神障害のある人の地域移行の推進

(2) 障害福祉サービスの充実

ア 訪問系サービスの充実

イ 日中活動系サービスの充実

ウ 居住系サービスの充実

(3) 地域活動支援事業の実施

(4) 生活安定のための施策の推進

(5) 福祉用具の開発支援

(6) 発達障害のある人の支援

(7) 難病患者への支援

(8) 高次脳機能障害のある人への支援

(9) 福祉従事者の養成・確保

(10) 権利擁護の推進・情報の公開

(11) スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

III 生活環境

<基本的な考え方>

<現状と課題>

<重点施策・主要事業>

(1) 生活関連施設のバリアフリー化

(2) 交通・移動手段のバリアフリー化

(3) 防犯・防災対策の推進

(4) ユニバーサルデザインの普及

IV 教育・育成

<基本的な考え方>

<現状と課題>

<重点施策・主要事業>

(1) 療育・育成

(2) 学校教育の充実

(3) 生涯学習の促進

V 雇用・就業

<基本的な考え方>

<現状と課題>

＜重点施策・主要事業＞

- (1) 雇用等の促進
- (2) 職業能力の開発
- (3) 福祉的就労の充実強化

VI 保健・医療

＜基本的な考え方＞

＜現状と課題＞

＜重点施策・主要事業＞

- (1) 障害の予防
- (2) 障害の早期発見・治療の推進
- (3) 医療体制の充実
- (4) 精神障害のある人に対する医療体制の充実
- (5) 難病対策等の充実
- (6) 保健・医療従事者の養成・確保

VII 情報・コミュニケーション

- (1) 情報バリアフリー化の推進

第3章 事業一覧

参考資料

第1章 総論

はじめに

岡山県では、平成11年4月に、平成11年度から平成22年度までの12年間を計画期間とする「岡山県障害者長期計画」を策定し、本県の障害者施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、支援費制度の導入や障害者自立支援法の施行などの社会情勢の変化等を踏まえ、平成15年3月と平成19年3月の2度にわたって一部改訂を行い、障害者施策のさらなる推進を図ってきました。

この「岡山県障害者長期計画」の計画期間満了に伴い、次期計画となる「第2期岡山県障害者計画（仮称）」を策定しました。

I 計画策定の背景

ここ数年の障害のある人を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、次のような法整備等が行われています。

(ア) 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障害、知的障害及び精神障害という3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害のある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障害を早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

(イ) 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障害のある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障害のある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月から施行されました。これにより、法定雇用率の算定対象に、新たに精神障害のある人が加えられました。

(ウ) 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障害の種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行されました。

(エ) 学校教育法の改正

平成18年6月に、障害のある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

(オ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障害のある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

(カ) 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

(キ) 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

(ク) 障害者制度改革に向けた取組

国においては、障害のある人に係る制度の集中的な改革を行うため、「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」を設置し、障害者制度の集中的な改革の検討等を行っているところです。また、同会議の意見を踏まえ、平成22年6月に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定し、平成25年までの障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方をとりまとめました。

II 計画の性格及び位置付け

- ア この計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として策定するものであり、県の障害のある人のための施策の推進に当たっての基本的な考え方を示して、今後の障害のある人のための施策の総合的な推進を図ろうとするものです。
- イ この計画は、県政運営の指針である「新おかやま夢づくりプラン（改訂版）」の内容を踏まえたものとなっており、また、関連する他の県計画との整合性を図っています。
- ウ この計画は、県全体の障害のある人のための施策の基本的方向を示すものであり、障害者基本法第9条第3項の規定に基づく市町村障害者計画策定に当たっての基本となるものです。
- エ 障害福祉サービス等の円滑な提供を確保するため、障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づいて平成21年3月に策定した「第2期岡山県障害福祉計画」を、この計画の生活支援に関する実施計画として位置付け、両計画が相まって、障害のある人のための施策の一層の推進を図ろうとするものです。
- オ 県が直接取り組む施策・事業のみならず、岡山県の障害のある人の福祉の向上に寄与するために、県民、民間事業者、市町村、国等が取り組む施策・事業についても必要に応じて盛り込んでいます。

III 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間を対象とします。ただし、障害のある人を取り巻く施策の変化に的確に対応するため、計画期間中でも、必要に応じて改訂（又は新計画の策定）を行います。

IV 計画の推進体制

県では、今後、この計画に基づき、障害のある人のための施策の充実を図っていきます。また、この計画については、市町村も含め、様々な関係者に周知等を図っていきます。

また、岡山県障害者施策推進協議会において、この計画に定める内容の進行管理や検証等を行うとともに、この計画の推進に必要な対策等についても継続的に検討を行っていきます。

V 障害のある人の現状

(1) 岡山県における障害のある人の現状

本県の障害のある人の数は、岡山県障害者長期計画策定当時から年々増加しており、平成22年3月31日現在、身体障害、知的障害、精神障害のある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）の合計は、102,615人となっています。

●障害のある人の状況

(単位：人)

区 分	障害種別			
	身体障害のある人	知的障害のある人	精神障害のある人	
	身体障害者手帳 所持者	療育手帳 所持者	精神障害保健福祉 手帳所持者	(参考) 厚生労働省 「患者調査」 平成14年度
	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	
	84,014	13,170	5,431	約54,000
手帳所持者計	102,615			—

(2) 身体障害のある人の現状

身体障害者手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、84,014人となっており、12年前(平成9年度)に比べ16,162人(23.8パーセント)増加しています。

等級別にみると、1・2級の方が29.6パーセント増加、3・4級の方が37.4パーセント増加しているのに対し、5・6級の方が11.3パーセント減少しており、障害の重度化の傾向がみられます。

障害区分別にみると、内部障害のある人の増加が顕著となっており、8,718人(67.9パーセント)増加しています。一方、視覚障害のある人は550人(8.1パーセント)減少しています。

年齢別にみると、18歳以上の人は82,553人で、16,093人(24.2パーセント)増加しており、また、全体に占める割合も平成9年度の97.9パーセントから98.3パーセントへ増加しています。(なお、平成20年3月31日現在の65歳以上の人は58,718人で、平成9年度から10年間で16,819人(40.1パーセント)増加しており、高齢化が進展しています。)

●身体障害者手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
1 級	18,302	27.0	24,912	30.5	+36.1	25,724	30.6	+40.6
2 級	12,437	18.3	14,682	18.0	+18.1	14,113	16.8	+13.5
3 級	9,323	13.7	10,651	13.0	+14.2	11,199	13.3	+20.1
4 級	13,778	20.3	18,435	22.5	+33.8	20,552	24.5	+49.2
5 級	7,168	10.6	6,540	8.0	- 8.8	6,245	7.4	-12.9
6 級	6,844	10.1	6,550	8.0	- 4.3	6,181	7.4	- 9.7
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

●身体障害者手帳所持者の障害区分別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
視 覚 障 害	6,829	10.1	6,622	8.1	- 3.0	6,279	7.5	- 8.1
聴覚・平衡機能障害	7,009	10.3	7,044	8.6	+ 0.5	6,881	8.2	- 1.8
音声・言語障害	734	1.1	874	1.1	+19.1	909	1.1	+23.8
肢体不自由	40,434	59.6	47,780	58.4	+18.2	48,381	57.6	+19.7
内 部 障 害	12,846	18.9	19,450	23.8	+51.4	21,564	25.7	+67.9
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

●身体障害者手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,392	2.1	1,460	1.8	+ 4.9	1,461	1.7	+ 5.0
18歳以上	66,460	97.9	80,310	98.2	+20.8	82,553	98.3	+24.2
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	84,014	100.0	+23.8

(参考) 平成9～19年度の身体障害者手帳所持者の年齢別状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成19年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,392	2.1	1,460	1.8	+ 4.9	1,434	1.7	+ 3.0
18歳以上65歳未満	24,561	36.2	23,840	29.2	- 2.9	23,378	28.0	- 4.8
65歳以上	41,899	61.8	56,470	69.1	+34.8	58,718	70.3	+40.1
合 計	67,852	100.0	81,770	100.0	+20.5	83,530	100.0	+23.1

(3) 知的障害のある人の現状

療育手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、13,170人となっており、12年前(平成9年度)に比べ4,339人(49.1パーセント)増加しています。

等級別にみると、療育手帳B(中・軽度)の方の占める割合が62.0パーセントとなっており、12年前(平成9年度)に比べて59.8パーセント増加しています。また、療育手帳A(重度)の方も34.4パーセント増加しています。

年齢別にみると、18歳未満の方は3,068人で、全体に占める割合は23.3パーセントですが、1,253人(69.0パーセント)増加しており、18歳以上の人の伸び(3,068人、44.0パーセント)に比べ、増加割合が高くなっています。(なお、平成20年3月31日現在の65歳以上の人は全体の7.3パーセントですが、平成9年度から10年間で120.8パーセント増加しており、高齢化の傾向が現れています。)

●療育手帳所持者の等級別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
療育手帳A	3,720	42.1	4,578	40.2	+23.1	5,001	38.0	+34.4
療育手帳B	5,111	57.9	6,820	59.8	+33.4	8,169	62.0	+59.8
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	13,170	100.0	+49.1

●療育手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,815	20.5	2,525	22.2	+39.1	3,068	23.3	+69.0
18歳以上	7,016	79.4	8,873	77.8	+26.5	10,102	76.7	+44.0
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	13,170	100.0	+49.1

(参考) 平成9～19年度療育手帳所持者の年齢別状況

(各年度3月31日現在)

区 分	平成9年度		平成17年度			平成19年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)	(人)	構成比 (%)	H9対比 (%)
18歳未満	1,815	20.5	2,525	22.2	+39.1	2,788	22.9	+53.6
18歳以上65歳未満	6,613	74.9	8,086	70.9	+22.3	8,517	69.8	+28.8
65歳以上	403	4.6	787	6.9	+95.3	890	7.3	+120.8
合 計	8,831	100.0	11,398	100.0	+29.1	12,195	100.0	+38.1

(4) 精神障害のある人の現状

精神保健福祉手帳を所持している人は、平成22年3月31日現在、5,431人となっており、4年前(平成17年度)に比べ796人(17.2パーセント)増加しています。

等級別にみると、2級の占める割合が73.1パーセントとなっています。4年前と比べると、2級の人が898人(29.2パーセント)増加しています。

●精神保健福祉手帳所持者の等級別状況(各年度3月31日現在)

区 分	平成17年度		平成21年度		
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	H17対比 (%)
1 級	1,025	22.1	921	17.0	-10.1
2 級	3,072	66.3	3,970	73.1	+29.2
3 級	538	11.6	540	9.9	+0.4
合 計	4,635	100.0	5,431	100.0	+17.2

平成14年の厚生労働省の患者調査を基に県内の患者を推計すると約54,000人となります。

●精神障害者患者調査

(単位：人)

区 分	平成14年
血管性及び詳細不明の痴呆	2,000
精神作用物質に使用による精神及び行動の障害	2,000
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	10,000
気分「感情」障害(そううつ病を含む)	10,000
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	9,000
その他の精神及び行動の障害	1,000
アルツハイマー病	2,000
てんかん	5,000
その他の神経系疾患	13,000
精 神 疾 患 計	54,000

(5) 本計画における障害のある人（障害者）の定義

障害者基本法第2条において、障害者とは「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義されています。

一方、平成16年の同法の改正に当たっては、参議院において「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。」という附帯決議がなされています。

こうしたことから、この計画における「障害のある人（障害者）」には、障害者基本法第2条定める方々のほか、「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する」方々並びに「難病に起因する身体及び精神上の障害を有する」方々であって、「継続的に生活上の支障がある」方々も含みます。

なお、第2章「施策の展開」及び第3章「事業一覧」の具体的事業の対象となる障害のある人（障害者）については、それぞれの事業の根拠となる法令等の規定により、その範囲が定められます。

VI 障害のある人を取り巻く環境の変化と今後の課題

(1) 措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法へ

平成15年度から、障害のある人に対する福祉サービスの提供は、行政が決定する措置制度から、利用者自らが選択し契約して利用する利用者本位の制度である支援費制度になりました。(児童福祉施設への入所措置及び精神障害者福祉サービスは支援費制度の対象外でした。)

支援費制度により、サービスの利用者数、事業数及びサービス量とも急激に増加するとともに、地域での自立した生活への機運が高まりました。

一方、サービス利用者のための基準が未整備であること、障害のある人の就労が進まないこと、財源問題からの地域格差が生じたことがあることなどさまざまな問題も顕在化しました。

このことから、障害のある人もない人も地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の促進を図ることを目指して「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行されました。

同法においては、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとのサービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや、国の財源責任の強化を通じて、安定的な制度の構築が図られました。

しかしながら、あまりにも制度改正が性急であったため、障害のある人、家族及び事業者の不安や不満が多く寄せられ、法自体に対する強い批判につながりました。

国においては、こうした不安や不満に対し、度重なる対策を講ずるとともに、法施行3年後の見直しにより法改正をめざしましたが、改正案は廃案になりました。

平成21年9月の政権交代により、障害者自立支援法を廃止し、これに代わる新法を制定することとされました。その検討が進められており、平成22年6月29日の閣議決定により、障害者総合福祉法(仮称)の平成24年の法案提出と平成25年8月までの施行が方向付けられましたが、具体的な内容については、さらに検討が進められています。

こうした社会情勢の変化はあるものの、「障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現」を目指し、障害のある人がニーズに応じたサービスを選択できるよう、社会資源の充実に向けて取り組む必要があります。

(2) 地域生活への移行

障害のある人の自立と社会参加への意欲の高まり、生活・就労基盤の充実等により、地域において自らが暮らし方や受けるサービスを選択しながら生活したいという障害のある人が増えており、加えて、入所施設等の生活から地域の生活を求めるニーズが一層顕在化しています。本県でもそれに対応できる地域福祉サービスの充実並びに住

宅及び就労の場の確保、移動支援、情報アクセスの保障等が急務となっています。

そこで、障害のある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報を提供するとともに、一人ひとりの相談に的確に応じ、適切なサービスを総合的に調整する相談支援の一層の充実が必要です。

また、障害のある人の増加及び高齢化、障害の重度化及び重複化が進行する中、こうした状況に対応し、障害のある人が安心して安全に生活できる施策の充実が必要となっています。

加えて、障害のある人が社会的に自立し、その適性と能力に応じて可能性を十分に発揮した生活を送ることができるよう、乳幼児期から学校卒業後にわたり、一貫して計画的な教育や療育を行うことが必要となります。

さらに、学校卒業後、障害のある人が社会的に自立し、安定した生活を確立するためには、職務に就くことにより経済的基盤を得ていくことも重要であり、労働関係機関、教育、保健及び福祉関係機関の連携強化等により、一層の雇用・就業の促進を図る必要があります。

そして、すべての人が安心して生活し、社会参加できるようにするための地域基盤の整備が必要です。

(3) 社会全体の意識の変化

障害のある人の自立と社会経済活動への主体的な参加意識が強まる一方で、ノーマライゼーションの理念が徐々に浸透しつつありますが、障害のある人が社会の一員として共に生活するためには、心のバリアフリーを推進することが必要です。

このため、県民、行政、企業、NPO法人及びボランティアが一体となって、啓発活動の一層の推進を図っていくとともに、公共サービス提供事業者等に対する障害のある人への理解の促進と、学校教育、社会教育における障害についての正しい理解を深めるためさらなる内容の充実が求められています。

さらには、障害のある人自身も社会の構成員としての役割を担うことが一層求められてきています。

また、障害のある人もない人も共に活動することについて、NPO法人やボランティアの活動に対する理解を深め、活動を活発化させるとともに、障害のある人のボランティア活動や文化活動への参加等、社会参加・参画を支援する必要があります。

加えて、様々なレベルの行政施策に障害のある人の意見を十分反映されるようにするためのシステムを構築する必要があります。

(4) 市町村の役割の重要性

障害のある人に対する保健福祉サービス、とりわけ地域生活を支えるサービスについては、その実施主体である市町村の役割が極めて重要であり、市町村がそれぞれの地域の実情にあった障害のある人のための施策の充実に努めることが求められています。

Ⅶ 計画の基本理念

ノーマライゼーションの考え方に基づき、岡山県障害者長期計画の基本的な考え方となっている「自立の支援」・「主体的な選択の尊重」・「地域で共生する社会の実現」を引き続き基本理念とします

(1) 自立の支援

- 障害のある人が、ライフステージのあらゆる段階において、社会の対等な一員として人権を尊重され、能力を最大限発揮できる、その人らしい自立した生活を確保できるよう支援します。
- 就労、スポーツ、文化活動、レクリエーションなどを通じて、一人ひとりの個性と可能性を活かすことができるよう、社会参加を促進します。
- 生活の質（QOL）の向上を図るため、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広い分野において、その人のニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスを提供できるよう体制づくりを進めます。

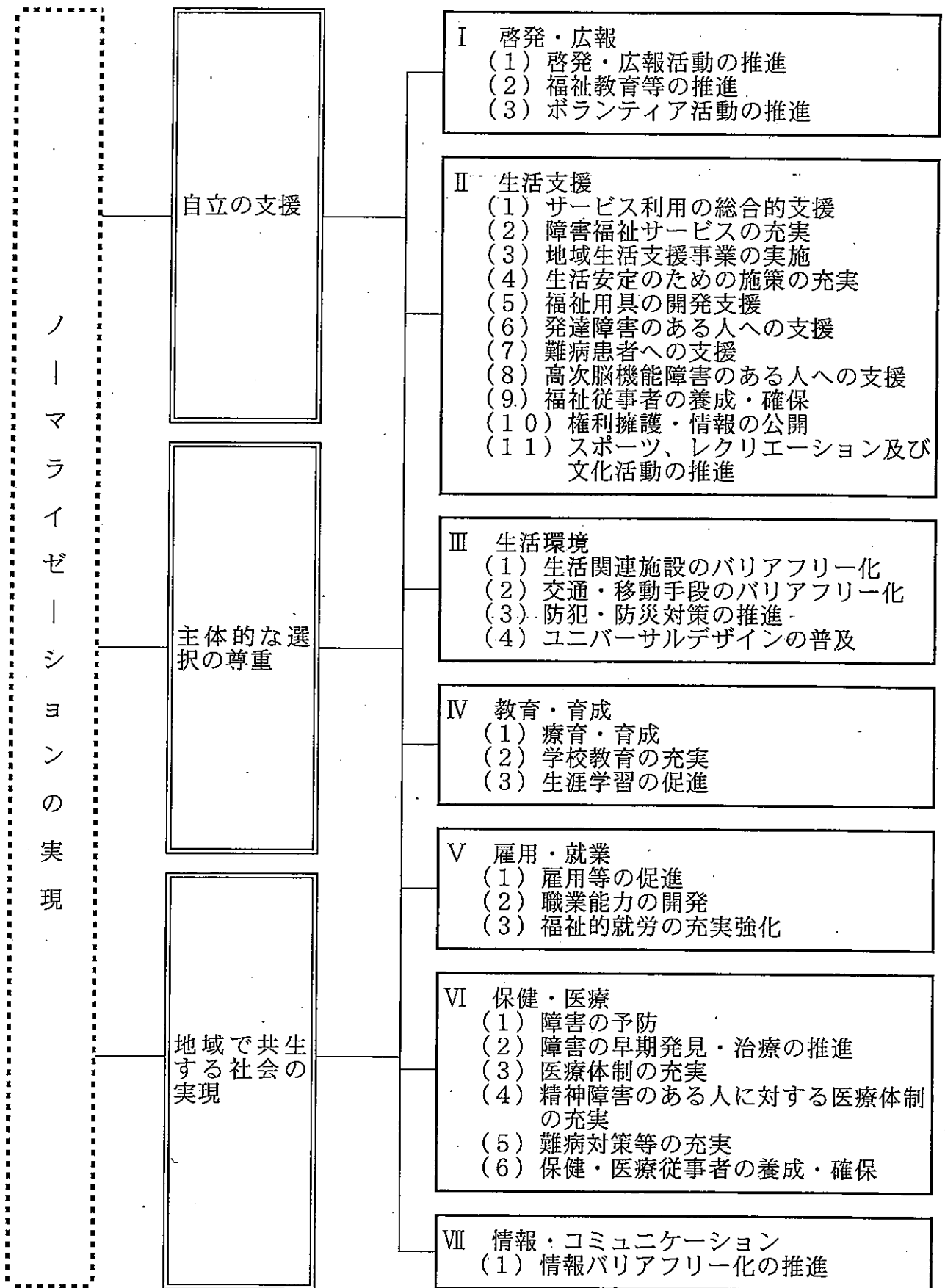
(2) 主体的な選択の尊重

- 障害のある人が、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方を尊重し、生活ニーズに応じたサービスを選択できるよう、情報や学習の場と自己決定を支援する体制の充実を図ります。
- サービスに対する苦情解決と利用者の権利擁護を推進します。

(3) 地域で共生する社会の実現

- 障害の有無にかかわらず、地域で共生する社会を形成していくため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発と障害のある人本人の意向を尊重した施設等入所（院）者の地域生活への移行を促進します。
- 住み慣れた地域で、安心していきいきと生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じて、利用することができるサービス基盤の整備を図ります。
- 安全で快適な生活ができるよう、心・情報・物の障壁を取り除くため、バリアフリーのまちづくりを推進します。
- 県民すべての参加と協力による計画の推進を図ります。

VIII 施策の体系



2

第2章 施策の展開

I 啓発・広報

<基本的な考え方>

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害及び障害のある人に関する県民理解を促進するため、幅広い県民の参加による啓発活動を推進し、人権尊重社会の実現をめざします。

また、障害のある人となない人が、学校や地域において日常生活を通じて、ふれあい・交流を行うことは、障害についての相互理解を深め、思いやりの心を育むうえで極めて重要であるため、交流の場の充実に努めます。

さらに、障害のある人の生活の様々な場面で、ボランティアによる支援が大きな役割を果たしており、学校教育や地域生活など幅広い分野において、ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、県民、関係団体、企業等が各種のボランティア活動に積極的に参加できるよう支援します。

<現状と課題>

【啓発・広報活動の推進】

- 障害者基本法には「障害者に対して、障害を理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが法律の基本的理念として明示されていますが、平成22年3月に実施した県民アンケートでは、このことを「知っている」と答えた人が9%、「詳しい内容は知らないが、改正されたことは聞いたことがある」と答えた人が34.4%となっており、正しい理解を普及するための広報・啓発活動をより一層進めていく必要があります。
- 発達障害、難病、高次脳機能障害など一般的にはなじみが薄いと思われる分野に対する正しい理解と認識について広く啓発していくことが必要です。
- 幼稚園、小・中・高等学校等の教員は、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深めることが重要です。

【福祉教育等の推進】

- 障害のある児童生徒の体験を広げ積極的な態度を養い、社会性や人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習を推進する必要があります。

- 保健福祉施設等でのふれあい・介護体験等は、施設に入所・通所している障害のある人への理解を深めたり、お互いが交流を進めるうえで重要な体験となるので、さらに推進する必要があります。

【ボランティア活動の推進】

- 障害のある人の意思の伝達、情報の確保など生活を多面的に支えるボランティア活動は、次第に広がってきており、県民の関心は高まってきていますが、ボランティア活動に参加したいという気持ちがあっても、きっかけがなく参加に結びつかない方もいます。そのような方々を参加に結びつける機会の提供が求められています。
- 現在、県下に配置されている4, 297名の民生委員・児童委員は、それぞれの担当区域内の実情を把握するための社会調査や、相談活動、各種福祉情報の提供等の個別援助活動を行っており、大きな役割を担っています。

<重点施策と主要事業>

(1) 啓発・広報活動の推進

- ① 高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。
- ② 「障害者週間（12月3日～9日）」に当たり、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。
- ③ 発達障害を含み特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。
- ④ 知的障害のある人への社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者の製作した作品の展示などを行う福祉展を開催します。
- ⑤ 県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品を展示することにより、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。
- ⑥ 県の広報メディアを利用して、発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。

- 心のバリアフリー支援事業（障害福祉課）
- 障害者週間の普及啓発（障害福祉課）
- 障害のある児童生徒への理解の促進（教育庁特別支援教育課）
- ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催（障害福祉課）
- 心をつなぐ作品展（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報提供（障害福祉課・医薬安全課・健康推進課）

（２）福祉教育等の推進

- ① 障害のある児童生徒の体験を広げ積極的な態度を養い、社会性や人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校の幼児児童生徒、地域の人々との活動、特別支援学級と通常学級の児童生徒との学習活動など、交流及び共同学習を推進します。
- ② 保健福祉施設等において、障害のある人と地域との交流を推進します。
- ③ 岡山県健康の森学園において、知的障害のある人と地域との交流を促進します。

- 交流及び共同学習の推進（教育庁特別支援教育課）
- 地域との交流活動の推進（障害福祉課）
- 健康の森学園交流促進事業（障害福祉課）

（３）ボランティア活動の推進

- ① 手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員など障害の特性に合ったボランティアの養成を図ります。
- ② 県社会福祉協議会が運営するホームページ「おかやまボランティアの森・NPOの森」などを通じて、ボランティアやNPO活動に関する各種情報提供を行い、潜在化しているボランティアニーズの掘り起こしや県民のボランティア活動への積極的な参加を図ります。
- ③ 県民と行政が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点施設として「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（きらめきプラザ）」を運営します。

- ④ 視覚障害のある人のボランティア活動の拠点として、「岡山県視覚障害者センター」を運営します。
- ⑤ 聴覚障害のある人のボランティア活動の拠点として、「岡山県聴覚障害者センター」を運営します。
- ⑥ 障害のある人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズにあった福祉サービスについての助言や専門の相談機関を紹介したりするなど、民生委員・児童委員による支援活動を推進します。

- 各種ボランティアの養成（障害福祉課）
- 「おかやまボランティア・NPOの森」を通じた情報提供（保健福祉課）
- ボランティア活動の総合的拠点施設の運営（保健福祉課）
- 岡山県視覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 岡山県聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 民生委員・児童委員活動の推進（保健福祉課）

II 生活支援

＜基本的な考え方＞

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスが提供される必要があります。

そのためには、障害のある人やその家族に対する総合的な情報提供・相談体制を整備するとともに、十分な自己決定や意思表示が困難な障害のある人が、人権や財産等を侵害されることのないよう、その権利を守る体制などの充実を図ることが重要です。

＜現状と課題＞

【サービス利用の総合的支援】

- 障害のある人の自立と社会参加を支援するため、総合的な相談・支援体制をさらに充実させる必要があります。
- 障害のある人からの相談に応じる相談支援従事者等の養成と資質の向上を図ることが必要です。
- 障害福祉サービスの質の向上のためには、事業者自らが提供するサービスを自己評価するとともに、第三者が客観的にサービス内容を評価することが重要です。
- 精神保健福祉については、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な方策を推進するため、精神障害のある人本人の意向を尊重し、長期の施設入所者が地域へ移行できるよう支援していく必要があります。

【障害福祉サービスの充実】

- 障害のある人が自立し、地域社会で生活するためには、生活の場や日中活動の場とともに、生活環境や障害の状態に応じて利用できる多様なサービスの確保が必要であり、本計画の実施計画である「岡山県障害福祉計画」と相まって、地域の実情に応じた多様なサービス基盤の整備を計画的に推進する必要があります。

【地域生活支援事業の実施】

- 障害のある人の地域生活を支える事業として、相談支援事業や人材育成事業などを積極的に推進を図る必要があります。

【生活安定のための施策の充実】

- 障害のある人が自立して安定した生活を維持していくためには、生活の基盤となる雇用の確保のほか、年金制度を基本とする所得保障の充実が重要です。

【福祉用具の開発支援】

- 障害のある人の地域生活を支えるため、利用者ニーズを反映した福祉用具の開発を支援していく必要があります。

【発達障害のある人への支援】

- 発達障害のある人が、乳幼児期からのライフサイクルに合わせた一貫した発達支援が受けられる体制の整備を推進する必要があります。

【難病患者への支援】

- 難病患者の方の安定した療養生活の確保や、生活の質（QOL）の向上のための施策が必要です。

【高次脳機能のある人への支援】

- 高次脳機能障害のある人について、公的制度の狭間に取り残されることがないように、施策を講じる必要があります。

【福祉従事者の養成・確保】

- 多様化する福祉ニーズに対応するため、専門知識・技術を有する福祉従事者の育成と確保を図る必要があります。

【権利擁護・情報の公開】

- 障害のある人が自ら選んだ事業者と契約し、サービスを利用する仕組みのもとで、利用者を保護するため、日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業、苦情解決体制を充実させる必要があります。

【スポーツ、レクリエーション及び文化活動】

- スポーツ、レクリエーション及び文化活動は、障害のある人が心豊かな社会生活を送る上で、大きな役割を果たします。
- とりわけ、スポーツは、誰もが日常生活の中で楽しむことができるスポーツから競技性の高いスポーツまで、障害の状況に応じて、楽しみ、取り組むことができるよう、幅広く積極的に推進する必要があります。

<重点施策と主要事業>

(1) サービス利用の総合的支援

ア 総合的な支援体制の整備

- ① 市町村が設置する地域自立支援協議会が適切に機能を発揮できるよう必要な助言、支援を行うとともに、障害のある人の地域生活を支える関係者間のネットワークを構築します。
- ② 障害のある人の社会参加の拠点として岡山県障害者社会参加推進センターを運営し、障害者のくらしと権利の相談事業、身体障害者福祉広報活動事業や障害者福祉推進事業等により、障害のある人の社会参加の促進に努めます。
- ③ 女性、児童、身体障害のある人及び知的障害のある人のすべてに対応できる総合的な相談支援体制を確立するため、女性相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を一体化して設置した福祉相談センターの充実を図ります。
- ④ 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害のある人の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、相談及び指導を行う総合的技術センターとして地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を担います。
- ⑤ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。

- 自立支援協議会の運営（障害福祉課）
- 岡山県障害者社会参加推進センターの運営（障害福祉課）
- 福祉相談センターの充実（障害福祉課・子ども未来課）
- 精神保健福祉センターの充実（健康推進課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）

イ 相談支援従事者等の養成・資質の向上

- ① 地域における相談支援事業者の育成を図り、あわせてケアマネジメントの普及・推進、従事者の養成を行います。
- ② 事業所や施設におけるサービスの質を確保するため、サービス管理責任者の養成研修を行います。

- 相談支援従事者の養成（障害福祉課）
- サービス管理責任者研修（障害福祉課）

ウ サービスの質の向上

- ① 事業者の提供する福祉サービスの質を、当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価します。

- 福祉サービス第三者評価事業（保健福祉課）

エ 精神障害のある人の地域移行の推進

- ① 病状が安定し、条件が整えば退院可能な人に対して、地域移行推進員が保健所や市町村と連携してケアマネジメントを行いながら、退院に向けた支援を行います。
- ② 退院後の生活に不安を抱える患者、退院後間もない患者のもとなどに当事者のボランティア（ピアサポーター）を派遣するとともに、身近な支援者である市町村保健師や訪問看護師、ホームヘルパー等の研修を行い、相談・支援に係る資質の向上を図り、精神障害のある人への相談に適切に対応する体制をつくることによって、地域生活を支えています。
- ③ 精神障害のある人の住まいを確保するため、民間による家賃保障制度の活用を促進するとともに、家賃保証料の一部を助成します。

- 基幹型地域生活支援センター事業（健康推進課）
- 入院患者社会復帰促進事業（健康推進課）
- 24時間電話相談事業（健康推進課）
- ホステル事業（健康推進課）
- 地域精神保健危機介入・継続支援体制整備事業（健康推進課）
- 地域・病院交流事業（健康推進課）
- 試験外泊事業（健康推進課）
- 障害者地域移行促進強化事業（健康推進課）
- ピアサポーター派遣事業（健康推進課）

(2) 障害福祉サービスの充実

ア 訪問系サービスの充実

- ① 県内どこでも必要な訪問系サービスを利用できることを目指して、ホームヘルプサービスなどの基盤整備を促進していきます。

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）（障害福祉課）
- 重度訪問介護（障害福祉課）
- 行動援護（障害福祉課）
- 重度障害者等包括支援（障害福祉課）

イ 日中活動系サービスの充実

- ① 障害のある人が希望する日中活動系サービスを受けられることを目指して、事業所の整備などの基盤整備を促進していきます。

- 生活介護（障害福祉課）
- 自立訓練（機能訓練）（障害福祉課）
- 自立訓練（生活訓練）（障害福祉課）
- 就労移行支援（障害福祉課）
- 就労継続支援（A型）（障害福祉課）
- 就労継続支援（B型）（障害福祉課）
- 療養介護（障害福祉課）
- 児童デイサービス（障害福祉課）
- 短期入所（ショートステイ）（障害福祉課）

ウ 居住系サービスの充実

- ① 障害のある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場の確保を図ります。
- ② 施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進していくため、グループホーム、ケアホームなどの居住基盤の整備を図ります。
- ③ 施設入所支援については、旧法施設の新体系サービスへの移行を円滑に進めるとともに、真に支援を受ける必要のある（重度の）利用者に配慮しながら、入所定員を適正に維持していきます。

- グループホーム（共同生活援助）（障害福祉課）
- ケアホーム（共同生活介護）（障害福祉課）
- 施設入所支援（障害福祉課）

（3）地域生活支援事業の実施

- ① 県が実施主体となり、移動支援事業者情報提供事業や自立支援拠点活動支援事業など広域的見地からの支援事業を行います。
- ② 市町村が実施主体となり、相談支援事業、地域活動支援センター事業など、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。
- ② 日常生活における障害を補うため、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成します。

- 県が行う地域生活支援事業（障害福祉課）
- 市町村が行う地域生活支援事業（障害福祉課）
- 身体障害者補助犬の育成（障害福祉課）

（4）生活安定のための施策の推進

- ① 障害のある人の所得保障としては、公的年金制度及び特別障害者手当等の各種手当制度のほか、保護者なき後の心身障害者の生活の安定を図る制度としての心身障害者扶養共済制度などがありますが、これらの制度の周知や適切な運用を進めます。

- ② 障害のある人の医療費の負担軽減を図るため、自立支援医療の給付や心身障害者医療費公費負担制度などの適切な運用を進めます。
- ③ 障害のある人の社会参加等に要する経済的経費を軽減するため、所得税・住民税の所得控除や自動車税・自動車取得税などの税の減免の適切な運用について、関係機関、広報媒体を通じ、制度の周知徹底を図ります。
- ④ 障害の状態から補装具を必要とする人を対象に、特定の補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給します。
- ⑤ 障害のある人などの経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を確保するため、生活福祉資金の効果的な活用を進め、障害のある人の就業機会の拡大、雇用の促進並びに社会活動への参加促進等を図ります。

- 特別児童扶養手当の支給（障害福祉課）
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の支給、経過的福祉手当の支給（障害福祉課）
- 心身障害者扶養共済制度（障害福祉課）
- 身体障害のある人に対する自立支援医療（更生医療）の給付（障害福祉課）
- 身体障害のある子どもに対する自立支援医療（育成医療）の給付（医薬安全課）
- 精神障害者に対する入院医療及び自立支援医療（精神通院医療）の給付（健康推進課）
- 心身障害者医療費公費負担制度（障害福祉課）
- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）
- 自動車税、自動車取得税の課税免除又は減免（税務課）
- 生活福祉資金の利用促進（障害福祉課）
- 補装具費の支給（障害福祉課）

(5) 福祉用具の開発支援

- ① 利用者ニーズを反映した福祉用具の開発、商品化を支援する産官学の連携組織「ハートフルビジネスおかやま」の活動を通じて、より使いやすい福祉用具の開発と普及を支援し、利用者利便性の向上を図ります。

- 「ハートフルビジネス岡山」の活動（産業振興課）

(6) 発達障害のある人への支援

- ① 県南、県北に各1箇所設置している「おかやま発達障害者支援センター」において、発達障害のある人及びその家族に対する相談に応じ助言指導を行うとともに、就労相談の実施、関係機関の連携強化等により発達障害のある人に対する総合的な支援を図ります。
- ② 「発達障害者支援体制検討委員会」を設置し、発達障害に係る早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の連携、発達障害の理解、促進方法等、支援の充実に向けた協議を行い、支援体制の充実を図ります。
- ③ 発達障害のある人の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図る市町村に対して、支援を行います。

- 発達障害者支援センターの運営（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）
- 市町村支援体制整備事業（障害福祉課）

(7) 難病患者への支援

- ① 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、特定疾患治療研究事業に基づき、医療費の自己負担分について公費負担を行います。
- ② 難病患者の家庭等にホームヘルパー等を派遣して行う入浴等の介護、家事援助等や、ショートステイ、日常生活用具の給付を行う難病患者等居宅生活支援事業の充実等により、難病患者の支援を行います。
- ③ 難病患者等の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関とも連携しながら、在宅難病患者に対する訪問相談等を行います。
- ④ 地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点として、岡山県難病・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進します。【再掲】

- ⑤ 緊急時（災害時）には、策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードを難病患者に配付することで、防災意識の高揚を図ります。
- ⑥ 重症難病患者の一時的な入院を推進することにより、最も身近で介護している家族の負担軽減を図り、在宅における安定的な療養生活の継続を図ります。

- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 難病患者等居宅生活支援事業（医薬安全課）
- 訪問相談事業（医薬安全課）
- 医療福祉相談事業（医薬安全課）
- 訪問指導事業（医薬安全課）
- 在宅難病患者患者・家族の集い事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）【再掲】
- 緊急時（災害時）における難病患者等の行動・支援マニュアル策定事業（医薬安全課）
- 在宅重症難病患者一時入院事業（医薬安全課）

（8）高次脳機能障害のある人への支援

- ① 高次脳機能障害のある人への支援を行うために支援拠点機関を指定し、相談支援コーディネーターを配置して、専門的な相談支援、関係機関の地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法に関する研修等を通じ、高次脳機能障害のある人に対する支援体制の整備及び支援の普及を行います。

- 高次脳機能障害支援普及事業（健康推進課）

（9）福祉従事者の養成・確保

- ① 社会福祉を担う人材の職業紹介や研修を行うため岡山県社会福祉総合センター内に設置した福祉人材センターの機能を充実し、社会福祉従事者の確保と資質の向上に努めます。

- ② 障害のある人の移動を支援するガイドヘルパーなどの人材確保に努めます。
- ③ 介護を必要とする人が安心して介護サービスを利用できる環境を整備するため、介護人材の確保に努めます。

- 福祉人材の育成・資質の向上（保健福祉課）
- 外出介護従事者（ガイドヘルパー）の養成（障害福祉課）
- 行動援護従事者の育成（障害福祉課）
- 介護福祉士等修学資金貸与事業（保健福祉課）
- 福祉・介護人材確保緊急支援事業（障害福祉課）

（10）権利擁護の推進・情報の公開

- ① 障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの利用手続の援助、日常的な金銭管理などの支援を行います。
- ② 判断能力が十分でない障害のある人にとっては、財産管理や各種契約などの法律行為を自分で行うことが困難である場合があるため、自己決定の尊重と本人保護を目的として、成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 岡山県障害者社会参加推進センターに常設窓口を設け、障害のある人の権利擁護に係る相談等に対応します。
- ④ 福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の選択を助けるために、第三者評価事業を実施します。
- ⑤ 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、サービス事業者には相談窓口を利用者に明示し、適切に対応するよう指導するとともに、サービス事業者の窓口で解決できない場合等には、岡山県社会福祉協議会に設置する「運営適正化委員会」において解決に努めます。
- ⑥ 社会福祉施設等の利用者等がワンストップで情報収集できるよう、県内の社会福祉施設等及び社会福祉法人の情報を収集したポータルサイトを運営します。

- 日常生活自立支援事業の利用促進（保健福祉課）
- 成年後見制度の利用支援（障害福祉課）
- 障害者のくらしと権利の相談事業（障害福祉課）
- 福祉サービス第三者評価事業（保健福祉課）
- 福祉サービスに関する苦情の解決（保健福祉課）
- おかやま福祉ナビ（岡山県福祉施設情報ポータルサイト）の運営（保健福祉課）

（11）スポーツ、レクリエーション及び文化活動の推進

- ① 各種スポーツ教室や大会の開催、全国大会への選手派遣を行うとともに、障害者スポーツ団体の育成や専門知識を持った指導者の養成、競技選手の強化を行うほか、ボランティアの輪を広げるなど、障害のある人一人ひとりがそれぞれの体力や興味、目的などに応じてスポーツに親しめる環境整備を図っていきます。
- ② 障害のある人が、旅行、観光、娯楽などにより充実したレクリエーション活動を楽しむことができるように、県下の情報を集約して、県のホームページで公表するなど、情報提供の充実を図ります。
- ③ 必要な時にガイドヘルパー（外出介助員）の派遣ができるように人材の確保を図るとともに、都道府県間の利用が可能となるよう体制の充実に努めます。
- ④ 障害のある人が、絵画、音楽、工芸、文芸など多彩な趣味を持つことは、豊かな感性を引き出したり、交流の拡大、生きがい、生活の充実につながることから、「ゆうあい福祉展」や「ところをつなぐ作品展」など、障害のある人の文化・芸術活動の振興を促進します。

- 県障害者スポーツ大会の開催（障害福祉課）
- 全国障害者スポーツ大会への選手派遣（障害福祉課）
- 障害者スポーツ指導員の養成（障害福祉課）
- 障害者スポーツ教室の開催（障害福祉課）
- バリアフリー情報の提供（障害福祉課）
- 移動支援事業者情報提供事業（障害福祉課）
- ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催（障害福祉課）
- ところをつなぐ作品展（教育庁特別支援教育課）

Ⅲ 生活環境

＜基本的な考え方＞

障害の有無に関わらず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅からの交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

また、障害のある人が安心して日常生活を送るためには、防犯対策や防災対策が適切に講じられている必要があります。このため、犯罪や災害の発生を想定した支援体制等の一層の整備充実に努めます。

さらに、ユニバーサルデザイン（UD）の考え方が、真に県民に身近なものとして定着し、まちづくりやものづくり、情報・サービスの提供など、生活のあらゆる面において県内に広く行き渡り、誰もが暮らしやすく、活動しやすいUDマインドが浸透した社会の実現を目指します。

＜現状と課題＞

【生活関連施設のバリアフリー化】

- 障害のある人や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、公共・民間施設のバリアフリー化を推進する必要があります。また、公営住宅でも、高齢者や障害のある人向けの住宅建設、設備の改善に取り組んでいます。
- 公共施設については、既存公共施設の環境改善を実施するとともに、バリアフリー化された情報を提供しています。
- 民間の生活関連施設については、福祉のまちづくり条例に基づいて、指導・助言を行い、障害のある人等が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進しています。
- 障害のある人をはじめ、だれもが利用しやすい施設整備を図るため、あらかじめ障害のある人等の意見を聴きながら、施設の設計を進めることが重要です。

【交通・移動手段のバリアフリー化】

- バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）及び旅客施設や車両等のバリアフリー化に関するガイドライン等により、ユニバーサルデザインにも配慮しながら鉄軌道駅、バスターミナル、バス車両等のバリアフリー化を推進する必要があります。

【防犯・防災対策の推進】

- 障害のある人を始めとした県民の安全・安心を確保するため、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（平成18年岡山県条例第64号）」に基づき、関係機関と連携し、犯罪に強い、まちづくりを推進しています。
- 地震や風水害などの災害発生時において、障害のある人が安全に避難し、生活できるように、市町村、自主的防災組織、地域住民、保健福祉施設、関係団体等の連携による支援体制を整備することが重要です。

【ユニバーサルデザインの普及】

- UD社会を実現するためには、建物や設備、道路、交通機関、公園などの新設、改修といったハード面でのUDに配慮した整備と併せて、一人ひとりの個性や特徴を理解し、互いに思いやること、すなわちUDマインドを誰もが持ち、実践するというソフト面での対応が重要です。今後、高齢化や国際化がますます進展するなかで、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくためにハード、ソフト両面からのバランスが取れた取組が不可欠です。

<重点施策と主要事業>

(1) 生活関連施設のバリアフリー化

- ① 加齢や不慮の事故等により身体機能に障害が生じた場合にも住み慣れた家に住み続けられるように、障害のある人の世帯や高齢者世帯に対して、住宅の増改築等のための生活福祉資金の貸付を行います。
- ② 本県の公営住宅は、「岡山県住生活基本計画」に基づき、障害のある人及び高齢者の生活に適切に配慮した仕様での施設の改善に取り組んでおり、今後の建替えに当たっても、すべての障害のある人及び高齢者が安全かつ快適に生活できるバリアフリー化の推進を図ります。
- ③ 不特定多数の人が利用する公共的な施設については、福祉のまちづくりの条例で定められる施設整備基準に基づき、建築主、設置者等に対して基準が遵守されるように、県、市等が指導・助言を行い、障害のある人等が安全・快適に利用できるようバリアフリー化を進めます。
- ④ バリアフリー法（「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」）に基づく建築物の整備促進を積極的に進めます。

- ⑤ 県有建築物、公園等の県有施設を新設する場合は、福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守するとともに、UDの概念を踏まえ障害のある人等が安全・快適に利用できるよう整備を図ります。
- ⑥ 既存施設については、重要度・緊急度の高いものから、段差解消や車いすトイレの設置などバリアフリー化を図ります。
- ⑦ 市町村有施設の整備計画策定の支援を行うとともに、整備内容の技術的な指導助言等を行います。
- ⑧ 公園は、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として、誰もがうるおい・やすらぎを享受できる生活空間であり、障害のある人が利用しやすい通路や便所など園内施設の整備を進めます。
- ⑨ 利用者参加によるバリアフリー施設整備の促進を図るため、県事業を対象に、施設の整備計画・設計段階から高齢者や障害のある人等の意見を聴くバリアフリー相談検討会を開催します。
- ⑩ これまで養成したバリアフリーアドバイザーの資質向上を図ります。

- バリアフリー住宅の普及促進（障害福祉課）
- 公営住宅のバリアフリー化（住宅課）
- 公共的な施設の整備促進（建築指導課、障害福祉課）
- 県有施設の整備、改修（財産活用課）
- 公園の整備（都市計画課）
- バリアフリー相談事業（障害福祉課）

（２）交通・移動手段のバリアフリー化

- ① 道路整備に当たっては、幅広い歩道の整備、視覚障害のある人のための誘導ブロックやスロープの設置、横断歩道橋の改善など、障害のある人が安心して歩ける道づくりを進めます。
- ② 県内の市町村において、駅等の交通拠点から主要な公共施設等へのアクセス道路をバリアフリーネットワークとして選定し、歩道の段差解消等の道路上のバリア（障壁）の除去を継続的に進めます。

- ③ 視覚障害のある人の安全な通行を確保するため、音響式信号機等の障害のある人に配慮した信号機の整備を進めます。
- ④ バリアフリー法に基づき、鉄道駅におけるエレベーターの設置等、鉄道駅を利用する障害のある人、高齢者等全ての人々の利便性と安全性の向上を図ります。
- ⑤ 福祉移送に関する事業者のネットワーク形成を支援し、NPO法人の特性を活かしながら、移動制約者の外出ニーズに応じた福祉移送サービスを普及し、移動制約者の外出機会の拡大をめざします。
- ⑥ 障害のある人が、安全かつ身体的負担の少ない方法で、公共交通機関を利用して移動できるよう、超低床ノンステップバス路線バスの導入、運行を促進します。
- ⑦ 移動に制約のある車いす使用者が乗り降りしやすい福祉車両の普及を図るため、その取得について助成を行い、障害者の自由な外出を支援します。
- ⑧ 身体障害者等用駐車場を利用できる方を明らかにした上で、その対象者に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを確保し、利用証を交付された方がそのスペースを優先して利用できるよう、身体障害者等用駐車場の適正利用を図ります。

- 安心して歩ける道づくり（道路整備課、道路建設課）
- 交通安全施設等の整備（警察本部交通規制課）
- 交通ターミナルのバリアフリー化（県民生活交通課）
- 福祉移送支援（障害福祉課）
- ノンステップバスの導入促進（障害福祉課）
- 福祉車両の普及（障害福祉課）
- パーキングパーミット制度（仮称）の導入（障害福祉課）

（3）防犯・防災対策の推進

- ① 暮らしの安全Web Mapや岡山県警察ももくん安心メール、交番・駐在所が実施する巡回連絡及びミニ広報紙発行等のあらゆる手段を通じて、不審者情報・防犯情報等を発信し、障害のある人を始めとした県民に犯罪防止啓発を行うなど支援体制を強化します。

- ② 聴覚・言語障害のある人等の事件・事故発生時の110番通報を目的に、警察本部総合通信司令室に設置されている「ファックス110番」及び「メール110番」の一層の普及促進を図ります。
- ③ 聴覚障害のある人の火災や急病等の対策として、各消防本部に働きかけ、ファックスやその他の通報手段の拡大に努めます。
- ④ 聴覚障害のある人の安全確保や事故時の対応等の体制を強化するために、手話のできる警察職員の育成に努めます。
- ⑤ 市町村と協力して、防災知識の普及啓発を行います。
- ⑥ 災害発生時に備え、県は、関係機関・団体等と連携し、市町村等による障害のある人等の支援体制の整備を促進します。
- ⑦ 保健福祉施設等での適切な防災訓練の実施を促進します。
- ⑧ 緊急時（災害時）には、策定した難病患者等の行動・支援マニュアルに基づき、関係機関・団体等とも連携し、迅速かつ安全で適切な支援活動を行うとともに、緊急時の援護に有益な情報を記載した患者カードを難病患者に配付することで、防災意識の高揚を図ります。【再掲】

- 「ファックス110番」・「メール110番」の運用（警察本部通信指令課）
- 防災対策の体制整備（危機管理課、障害福祉課）
- 緊急時（災害時）における難病患者等の支援の充実（医薬安全課）【再掲】

（4）ユニバーサルデザインの普及

- ① 多くの県民にUDの考え方を理解してもらい、定着させるために、産学官民のネットワークの運営や出前講座、セミナー、UD啓発ワゴンサービス、体験事業などの実施により、県内全域への普及啓発に取り組みます。
- ② NPO等と協働し、ワークショップやUD体験等を組み込んだ多彩な事業の実施により、UDの学びの場と機会を提供するとともに、協働のパートナーとなる人材の育成とNPOの活動の促進に取り組みます。

- ユニバーサルデザインの推進（くらし安全安心課）

IV 教育・育成

〈基本的な考え方〉

障害のある幼児児童生徒の一人ひとりが、将来、自立し、積極的に社会参加していくためには、障害の特性や程度に応じて、それぞれの個性を伸ばし、また、持てる力を最大限に発揮できるよう、関係機関が一体となって、適切な療育や特別支援教育を推進することが重要です。

〈現状と課題〉

【療育・育成】

- 身近な地域で療育支援が受けられる体制の整備を図るため、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携を一層強化し、障害のある子ども及びその保護者に対する相談支援を行うことが重要であることから、一貫した療育の総合的な支援体制の整備・充実を図る必要があります。
- 発達障害者支援法施行により、発達障害の早期発見、発達支援、教育及び就労支援など体制の整備が求められています。
- 障害のある子どもが身近な地域で療育を受けることができるよう体制整備を図る必要があります。

【学校教育の充実】

- 発達障害を含め、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が一層求められるとともに、交流及び共同学習の広がり、高等部への進学者の増加、卒業後の進路の多様化等、大きく変化しています。
- 「特別支援教育の充実」

障害のある幼児児童生徒に対する教育については、平成19年4月に改正学校教育法が施行され、特殊教育から特別支援教育へ転換されました。

従来の特種教育では、障害の種類や程度に応じて盲・聾・養護学校（特別支援学校）や特殊学級（特別支援学級）といった特別な場で、手厚くきめ細かな教育を行うことに重点が置かれてきました。その中で、重度の障害や重複障害のある幼児児童生徒の教育にかかわる条件整備が進められてきました。

特別支援教育は、こうした特殊教育が果たしてきた役割を継承しつつ、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善又は克服できるよう、適切な指導・支援を行うものです。

また、対象となる障害種も、知的な遅れのない発達障害を新たに加え、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施するものです。法律の改正等を踏まえ、今後、特別支援教育の充実に努めていきます。

● 「障害のある児童生徒への理解の推進」

平成16年6月に改正された障害者基本法において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との「交流及び共同学習」の積極的推進による相互理解の促進が規定されました。

それを踏まえて、発達障害を含み特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。また、巡回相談や医療・福祉等外部の専門家を要請のあった学校に派遣し、特別な支援を必要とする生徒への適切な対応に関する助言・援助を行います。

【生涯学習の促進】

- 障害のある人が、障害にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要です。

<重点施策と主要事業>

(1) 療育・育成

ア 総合的な療育体制の推進

- ① 保健・医療・福祉・教育の連携のもと、周産期から学齢期までの障害のある子どもに対する総合的な療育体制の整備を図ります。
- ② 「発達障害者支援体制検討委員会」において、発達障害にかかる早期発見及び早期発達支援の体制のあり方、医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野の連携、発達障害の理解、促進方法等、支援の充実にに向けた協議を行い、支援体制の充実に図ります。

イ 身近な地域で早期に療育を受けることができる体制の整備

- ① 在宅の障害のある児童等の地域における生活を支えるため、障害児等療育支援事業の活用を図りながら、訪問による療育指導や専門的な療育指導等を実施します。
- ② 心身に重度の障害のある在宅の子ども（人）を重症心身障害児施設等の通園療育部門へ通園させて、在宅療育技術の習得及び運動機能の発達を図るため、必要な療育、日常生活動作、運動機能等の訓練指導を行います。

- ③ 知的障害のある在宅の子どもとその母親（保護者）に対し定期的な通所による療育指導訓練を行い、家庭における療育の向上を図ります。
- ④ 施設を利用することが困難な地域に、市町村が通所訓練の場を設けて、心身に障害のある幼児に対して、訓練指導等を行うことにより、コミュニケーションの障害、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善し社会生活、集団生活への適応を促進します。
- ⑤ 軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発育を支援します。

- 障害児療育体制の整備（障害福祉課）
- 発達障害者支援体制整備事業（障害福祉課）
- 障害児等療育支援事業（障害福祉課）
- 重症心身障害児（者）通園事業（障害福祉課）
- 知的障害幼児通所訓練事業（障害福祉課）
- 心身障害幼児通所訓練事業（障害福祉課）
- 難聴児補聴器交付事業（障害福祉課）

（２）学校教育の充実

① 特別支援教育体制の充実

「特別支援学校等の整備」

平成21年度に旧岡山高等技術専門校施設を活用して岡山瀬戸高等支援学校、平成22年度に旧県立琴浦高等学校施設を活用して倉敷高等支援学校を設置し、県南部の高等部生徒の急増に対応しています。

さらに、県南部の中でも、今後、特に義務教育段階の児童生徒数の増加が見込まれる岡山市及び倉敷市内にある知的障害特別支援学校の過密化を解消し、各学校が適正な規模となるよう新たな小・中・高等部のある特別支援学校の整備に向けた取組を進めるとともに、県内の知的障害特別支援学校の通学区域の再編について検討します。

また、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの実施状況や対象児童生徒数の推移等を見ながら、看護師配置の在り方を検討するとともに、日常的な医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、必要な研修を受けた職員が看護師と連携して医療的ケアに当たる実施体制を整備します。

「小・中学校等での特別支援教育の推進」

各学校において適切な指導・支援を行うためには、学級担任等が特別支援教育に関する専門性を高めることが必要であるため、県総合教育センターでの研修の充実を図ります。

併せて、各学校において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用が行われるよう、県総合教育センター等において演習を取り入れた研修も実施します。

また、各学校の要請に応じて、巡回相談員や専門家チームの派遣を充実します。

さらに、適切な指導・支援を行うために、特別支援教育支援員等の効果的な活用がなされるよう、市町村教育委員会に働きかけます。その際、市町村教育委員会に対して、情報提供等の支援を行います。

② 教職員研修の充実及び専門性の向上

「教職員の専門性の向上」

特別支援学校の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図るため、特別支援学校を希望する同免許状保有者の採用試験や免許法講習等を引き続き実施します。

また、県総合教育センターや各学校において、各種障害種に対応した専門性ととともに、発達障害や障害の重複化に対応できる指導力の向上を図るための研修を充実します。

「障害に応じた研修の充実」

自立活動の指導に関する教員の専門性を一層高めるため、医師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の外部専門家を活用して、校内研修を実施したり指導・支援が充実するよう援助したりします。

また、自立活動に関する専門的な知識や技能を有する教員を養成するため、国立特別支援教育総合研究所等への内地留学を引き続き実施します。

「教職員の資質の向上」

大学や国立特別支援教育総合研究所等への内地留学や県外の研修講座への派遣を通して、特別支援教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。

③ 教育相談体制の充実

「早期からの相談体制の整備」

国の障害者基本計画において、乳幼児期からの一貫した相談支援体制の構築を図ることとされていることを踏まえ、今後、それぞれの地域の実情に応じて、特別支援学校が地域の小・中学校等に在籍する幼児児童生徒や保護者へ特別支援教育に関する教育相談や情報提供を行い、就学前における障害のある幼児への教育相談を行うなど、特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

また、総合教育センター等の関係機関とも相互に連携・協力して、早期からの継続的な教育相談が実施できる体制を整備します。

「特別支援学校の地域の特別支援教育センターとしての機能の充実」

市町村教育委員会が早期からの教育相談を実施できるよう教育相談や就学指導担当者研修会を開催し、特別支援学校がセンター的機能を十分に発揮するため、巡回相談員に任命された教員を中心に、地域の小・中学校等からの要請に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう校内体制の条件整備に努めます。

④ 進路指導の充実

障害者自立支援法の改正などにより、障害のある人たちが地域で自立した生活を実現することが求められる中、その実現を目指して、卒業後に企業等への就労を希望する生徒が増えています。しかし、本県における特別支援学校高等部卒業者の就職率は、平成9年度以降全国平均を下回る状況が続いています。また、近年の障害のある人たちの就労先も変化してきています。

こうした状況を受けて、就労による社会自立に向けた教育課程の改善による職業教育の充実のため、就労による社会自立を目指す「職業コース（仮称）」の設置など、新たな教育課程を編成します。

また、職業教育や就労支援に関する専門的な知識や技能を有する教員を養成するため、障害者の就労を支援する関係機関等への内地留学を引き続き実施します。

さらに、就労による社会自立を目指す生徒に対する支援の充実を図るため、労働、福祉等関係機関とのネットワークを活用して、産業現場等における実習先の確保や雇用の促進を働きかけます。また、就職した生徒の就労が継続するよう、関係者と連携・協力します。併せて、生徒一人一人の卒業後の生活を見据え、自立への意欲を高めるため、QOL（生活の質）の向上につながる教育課程の見直しや教育実践に取り組みます。

- 特別支援教育推進事業（教育庁特別支援教育課）
- 特別支援学校職業自立推進事業（教育庁特別支援教育課）
- 教職員の指導力の向上（教育庁特別支援教育課）
- 発達障害等支援事業（教育庁特別支援教育課）
- 医療的ケア充実事業（教育庁特別支援教育課）
- 県立特別支援学校体験入学（教育庁特別支援教育課）
- 各相談窓口（教育庁特別支援教育課）

（3）生涯学習の促進

- ① 障害のある人が、生涯にわたって学習する機会をもち、自己の可能性を追求し、生活のゆとりや豊かさを実感し、社会参加を果たすことは極めて重要であるため、生涯学習活動を促進します。

- 生涯学習の促進（教育庁生涯学習課）

V 雇用・就労

<基本的な考え方>

障害のある人が職業に就くということは、経済的な理由のみでなく、就労を通じて社会参加していくことで、生きがいや自己実現につなげていくための重要な活動でもあります。

また、障害のある人が、その意欲や適性・能力に応じて、自立を図るためには、職業能力開発の機会と職場適応の機会の確保、さらには事業者の障害のある人の雇用に関する理解を深めていくことなどが必要です。

さらに、一般事業所等へ雇用されることが困難な障害のある人にとって、一人ひとりの個性と可能性を活かす福祉的就労の場は、雇用への効果的な移行やその人らしい自立した生活を確保するため必要であり、安定的に働く場を提供できるように、福祉的就労の充実を図ります。

<現状と課題>

【雇用等の促進】

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、1人以上の身体又は知的障害のある人の雇用を義務付けられている56名以上規模の県内民間事業所の障害者雇用率は1.79%であり、また、法定雇用率(1.8%)を達成している企業の割合は54.3%となっており、一層の雇用の促進を図る必要があります。(平成21年6月1日現在)

【職業能力の開発】

- 福祉から雇用・就業への移行を促進するため、就職を希望する障害のある人が、個々の就職ニーズに即した職業能力を身につけることができるよう、その障害の態様に応じた職業訓練を推進する必要があります。

【福祉的就労の充実強化】

- 障害者自立支援法においては、障害のある人の自立を促進するため、就労支援サービスの抜本的な強化が図られており、障害のある人が地域において自立した生活を営み、社会参加を進める上でも、自営を含めてその職業的自立を図ることが重要です。

- こうした点を踏まえ、障害者自立支援法に基づく「岡山県障害福祉計画」とも相まって、就労支援サービスの基盤強化や一般就労への移行の促進等を図るとともに、障害のある人が能力と適正に応じて、職業を通じ社会活動に参加して活躍できるよう、雇用の場の確保と就労の促進を図っています。

<重点施策と主要事業>

(1) 雇用等の促進

- ① 障害のある人の雇用については、知事、教育長及び岡山労働局長による経済団体への要請行動により、障害のある人の雇用の確保・拡大を働きかけるとともに、事業主へ法定雇用率等の普及・啓発を行います。
- ② 岡山労働局等と連携し、障害者就職準備講習会・就職面接会の開催、職場適応訓練の実施、県障害者就業支援センターにおける就業面と生活面での一体的な支援など、障害のある人の就業、職場定着について、きめ細かな施策の推進に取り組み、就業の促進を図ります。
- ③ 障害のある人の在宅就労やIT利用等の促進を図る総合的なサービス拠点として「障害者ITサポートセンターおかやま」を運営し、障害のある人の在宅就労や創業・起業等を支援します。
- ④ 平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象が常用雇用労働者201人以上の事業主に拡大されたことに伴い、障害のある人の受入れを検討している事業所に、「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行うとともに、採用担当者向けの実地研修等を行い、中小企業等における障害者雇用の促進を図ります。
- ⑤ 雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害のある人の職業生活における自立を図るために必要な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の利用の拡大を図ります。
- ⑥ 難病患者の就労支援を促進するため、岡山県難病相談・支援センターに就労支援専門員を配置し、公共職業安定所等関係機関とも連携を図りながら、きめ細やかな相談・援助、情報の提供を行います。

- 障害者雇用の普及・啓発（緊急雇用対策室）
- 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催（緊急雇用対策室）
- 職場適応訓練の実施
- 障害者就業支援センター事業（緊急雇用対策室、障害福祉課）
- 手話相談員の配置（緊急雇用対策室）
- 障害者ITサポートセンターおかやまの運営（障害福祉課）
- 中小企業等障害者雇用促進事業（緊急雇用対策室）
- 障害者就業・生活支援センターの利用促進（障害福祉課）
- 岡山県難病・相談支援センター事業（医薬安全課）【再掲】

（2）職業能力の開発

- ① 県立高等技術専門校では、公共職業安定所等との連携のもとに、施設内においては、障害のある人や知的障害のある人等を対象とした訓練コースを、特別委託訓練においては、身体障害のある人を対象とした機械系分野の2年課程の訓練コースを、委託訓練においては、特別支援学校の生徒や様々な障害種別の人を対象として、企業、社会福祉法人、民間教育機関等、職業能力開発資源を活用した訓練コースを実施し、多様化する訓練ニーズに応じた職業訓練を推進します。
 （なお、国の「吉備高原障害者職業能力開発校」においては、一般校において受講することが困難な重度障害者等、職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、個々の受講者の障害の程度、特性に応じた職業訓練を実施しています。）
- ② 障害のある人の職業能力開発に関する技能大会の障害者技能競技大会（アビリンピック）を通じて、障害のある人の技能に対する社会の認識を高め、技能が尊重される社会の形成を目指します。

- 職業訓練の推進（労働政策課）
- 技能競技大会を通じての啓発（労働政策課）

（3）福祉的就労の充実強化

- ① 工賃水準の引き上げ等に向けて、授産製品の販路拡大やモデル事業所への支援などの取組を進めます。

- ② 障害のある人がそれぞれの能力や適性に応じて働くことができるよう、就労支援サービスの基盤整備を図るとともに、適切な就労支援サービスが提供されるよう必要な支援を行います。
- ③ 福祉施設から一般就労への円滑な移行を支援する体制づくりを行うことが重要です。

- 工賃倍増5か年計画（障害福祉課）
- 就労継続支援A型への移行助成事業（障害福祉課）

VI 保健・医療

＜基本的な考え方＞

障害のある人がライフステージの各段階で、適切な保健・医療サービスを受けることができる体制づくりが重要です。

また、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実を図るとともに、乳幼児期における疾病や高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減を図ることが大切です。

さらに、疾病等の予防から福祉施策までを適切に提供できる体制を整備するため、専門的なサービスを担う人材の養成・確保を進める必要があります。

＜現状と課題＞

【障害の予防】

- 育児不安・負担感を抱える家庭の増加、児童虐待の増加、軽度発達障害児の支援、乳幼児の事故防止、思春期保健対策等について、それぞれの地域の特性に応じた母子保健対策の推進が必要となっています。
- 高齢化の進展や食生活の乱れ、運動不足などと生活習慣病になる人々の増加や寝たきり等の要介護状態になってしまう人々の増加が深刻な社会問題となっています。
- 社会経済環境の変化に伴い、物質的には豊かで生活は便利になる反面、人々の受けるストレスは高まり、心の健康を損ねて、神経症やうつ病などにかかる人が増えています。

【障害の早期発見・治療の推進】

- 乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐ必要があります。
- 思春期期のひきこもりの長期化は、本人の社会参加の遅れ、家族の悩みの増大をまねくことから、大きな社会問題となっており、また、これらの問題の要因として精神障害が関与している場合もあります。
- 精神障害を早期に発見し治療に繋げていくことは、障害の軽減、重症化の防止に有効であり、また、早期の受診を進めるためには、心の病に対する誤解や偏見を取り除いていくことが必要です。

【医療体制の充実】

- 障害のある人にとって必要なサービスをいつでも適切に受けることのできる体制の整備を進めることが必要です。
- 特に、障害を軽減・除去するためのリハビリテーション医療の充実は、障害のある人の自立を支援するために重要です。
- 本県の医療体制は、「岡山県保健医療計画」により進められています。この中で、地域の保健医療需要に対して包括的なサービスを提供していくために次の地域的単位を設け、保健医療提供機能の分担と相互連携によるサービスの充実を図っています。
 - 一次保健医療圏（市町村の区域）
地域住民の日常的な健康相談、健康管理や頻度の高い一般的な傷病の治療などの保健医療サービスを提供する圏域
 - 二次保健医療圏（5圏域）
原則として入院医療の需要に対応し、比較的専門性の高い領域も含めて、一般的な保健医療サービスを提供する圏域
 - 三次保健医療圏（県全域）
高度あるいは特殊な保健医療サービスを提供する圏域

【精神障害のある人に対する医療体制の充実】

- 精神障害のある人が、地域で安心して生活するためには、必要なときに、身近なところで、必要な医療を受けられる体制を整備する必要があります。

【難病対策等の充実】

- 疾患の原因が不明であり、効果的な治療方法が未確立の難病については、今後とも医療の確立と患者負担の軽減を図るとともに、患者の療養生活の質（QOL）の向上に向けた施策の充実を進める必要があります。

【保健・医療従事者の養成・確保】

- 障害のある人のニーズが多様化する中で、専門的技術を有する保健・医療従事者の養成・確保及び資質の向上を図ることが重要となっています。

<重点施策と主要事業>

(1) 障害の予防

ア 母子保健の充実

- ① 「後期・新世紀おかやま母子保健計画（2007～2010年）」に基づき、「安全な妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康支援」「子どもの心とからだの健やかな発達のための支援」「安心できる医療・療育体制の整備」「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」の4つの重点課題に取りまとめ取り組みを進めています。
- ② 平成22年度には「子どもを健やかに生み育てる環境づくり」を実現するために、第2回中間評価を行い、計画の終期を平成26年度まで延長し、いっそうの母子保健の充実を図ります。

イ 健康づくりの推進

- ① 「健康おかやま21セカンドステージ」では、寝たきりなどにならなくてすむ期間の延伸、生活の質の向上、壮年期死亡の減少をめざした健康づくり対策の方向と生活習慣病予防やメタボリックシンドローム対策に関する「栄養・食生活」「身体活動・運動」「たばこ」など9つの分野で、ボランティアや幅広い関係機関、関係団体と理念や目的を共有しながら、県民一人ひとりの健康づくりを社会全体で支援する環境づくりを推進します。

ウ 心の健康づくり

- ① ストレスをため込むことなく解消できるよう、適切な対処法を身につけることが必要なことから、家庭や学校、地域や職場における、心の健康づくりを支援するとともに、心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。

(2) 障害の早期発見・治療の推進

ア 乳幼児の障害の早期発見・治療の推進

- ① 乳幼児の心身の異常を早期に発見し、早期に治療や適切な療育につなぐため、市町村が行う健康診査など母子保健活動の充実に向けた支援をします。
- ② 聴覚障害の早期発見・早期治療（療育）のために、市町村が実施している新生児を対象にした新生児聴覚検査事業を支援しています。
- ③ 各種乳幼児健診などで、言葉の遅れや情緒面において支援の必要な児とその保護者を対象に、乳幼児の健やかな発達・発育の促進を目的として子どものすこやか発達支援事業を行います。

イ 発達障害者支援センターの充実

- ① 自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として設置した「発達障害者支援センター」では、自閉症児（者）等やその家族からの相談に応じて助言指導を行うとともに、自閉症児（者）等に対する療育支援、就労支援及び関係施設・関係機関の連携強化等により地域における総合的な支援体制の充実に努めます

ウ ひきこもり予防支援の推進

- ① 精神保健福祉センターや保健所等では、医師や保健師による専門的な相談に対応する思春期精神相談窓口を設け、精神障害のある方が早期に治療を受け、疾病の回復と社会参加が円滑に図れるよう体制を整備しています。また、講演や座談会を開催し、本人や家族に参加してもらうことにより、孤立を防ぎ自己回復力の向上を図っていきます。

エ 精神障害の早期発見・早期治療

- ① 精神保健福祉センターや保健所において、心の悩みや不安に対応する電話相談や精神科医による「精神保健福祉相談」などを実施し、早期治療の導入を図るとともに、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めていきます。

- 先天性代謝異常検査（健康推進課）
- 新生児聴覚検査（健康推進課）
- 発達障害児支援強化事業（健康推進課）
- 周産期医療体制の充実・強化（健康推進課）
- 子どもの心の診療拠点病院事業（健康推進課）

（3）医療の充実

- ① 障害のある人への医療提供体制は、二次保健医療圏（5圏域）と障害福祉計画に定める障害保健福祉圏域（サブ圏域を含め5圏域）との整合性を図りながら、適切な医療サービスの提供を進めます。
- ② 障害のある人に対し、初期治療から専門的な治療、職業能力評価、訓練を経て、社会復帰に至る一貫したサービスの提供ができる総合的なリハビリテーション体制等の整備を進めます。
- ③ 障害のある人や高齢者の生活機能の維持向上を図るため、リハビリテーションが円滑に提供されるよう地域における支援体制の整備を促進します。

- ④ 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（5圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。

- 医療提供体制の整備促進（医療推進課）
- リハビリテーション医療の充実（医療推進課）
- 地域リハビリテーション体制の推進（健康推進課）
- 災害拠点病院の整備
- 重症難病患者入院施設確保事業（難病医療ネットワークの構築）（医薬安全課）

（４）精神障害のある人に対する医療体制の充実

ア 外来医療の充実

- ① 公立病院、民間医療機関等と連携しながら体制整備を進めます。
- ② 身体に異常を訴えて内科等を受診する人の中には、心の問題に関係し精神医学的な対応が求められる場合もあるため、医師会等とも連携しながら、研修等を通じて、一般科の医師の精神医学的技術の向上を図ります。

イ 精神科救急

- ① 休日や夜間に緊急な対応を要する精神障害者に対して、迅速かつ適切な医療を提供するため、精神科救急情報センターの設置や病院群輪番制による病床や医療従事者の確保により救急患者の受入体制を整備しています。

ウ 精神保健福祉施設の充実強化

- ① 岡山県精神保健福祉センターにおいては、精神保健及び精神障害者の福祉に関する技術的中枢機関として、精神保健等に関する調査研究・知識の普及、保健所等に対する技術指導、支援を行うとともに、精神医療審査会の運営、精神障害者保健福祉手帳の交付、自立支援医療（精神通院）に関する事務を担っており、今後とも、同センターに求められる機能等に適切に対応していきます。
- ② 平成19年4月に、県立病院から地方独立行政法人に移行した岡山県精神科医療センターは、精神科救急、依存症、児童・思春期、司法精神科など、民間では対応が困難な専門的医療を推進するための先駆的・モデル的施設整備を進め、機動的・弾力的な財政運営、目標設定による業務管理等自立的な運営を行っていきます。

- 精神保健知識の普及啓発（健康推進課）
- 精神保健相談（健康推進課）
- 精神科救急医療システム（健康推進課）
- 岡山県精神保健福祉センター（健康推進課）
- 岡山県精神科医療センター（健康推進課）

（５）難病対策等の充実

- ① 疾患の原因が不明であり、効果的な治療方法が未確立の難病については、今後とも医療の確立と患者負担の軽減を図るとともに、患者の療養生活の質（ＱＯＬ）の向上に向けた施策の充実を進めます。
- ② 重症難病患者の身近な入院施設の確保、相談体制の整備等のため、二次保健医療圏（５圏域）に拠点病院・協力病院を指定し、難病医療ネットワークの充実を図ります。【再掲】
- ③ 筋萎縮性側索硬化症患者等のうち、入院治療の必要はなくても、日常生活で常時介護を必要とする障害のある人については、介護保険制度の適切な運営、在宅医療の一層の推進等の施策を通じて療養支援体制の整備を図ります。

- 特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 小児慢性特定疾患医療の給付（医薬安全課）【再掲】
- 難病特別対策推進事業（医薬安全課）
- 重症難病患者入院施設確保事業（医薬安全課）【再掲】
- 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業（医薬安全課）
- 神経難病患者在宅医療支援事業（医薬安全課）
- 岡山県難病相談・支援センター事業（医薬安全課）【再掲】

（６）保健・医療従事者の養成・確保

- ① 地域に必要な医師の育成と確保を図ります。
- ② 看護師、保健師等の養成・確保及び資質の向上を図ります。
- ③ 地域医療の中核を担う医師等医療従事者を対象に、難病に関する最新知識の普及を図るための研修会を行います。

- 医師確保対策事業（医療推進課）
- 看護職員確保対策事業（医療推進課）
- 看護師等修学資金の支援（医療推進課）
- 看護師等養成施設（医療推進課）
- プライマリ・ケア研修会（医薬安全課）

VII 情報・コミュニケーション

<基本的な考え方>

ITの活用により、障害のある人の個々の能力を引き出し、自立と社会参加を支援するとともに、障害により、デジタル・ディバイド（ITの利用機会及び活用能力による格差）が生じないようにするほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図ります。

<現状と課題>

- 行動の制約を伴う障害のある人にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっており、福祉・医療・教育の分野など、日常生活の様々な場面において、必要な情報を身近で容易に取得できるように、ITの恩恵、利便性を実感できる生活を実現する必要があります。
- 障害のある人にとって、パソコン等を活用した情報収集や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっていますが、現状では、障害のある人がパソコンを使う上での相談窓口や操作方法を学ぶ場や機器操作を体験できる場所が少ないなど、パソコンを活用する上で数多くの障壁（バリア）があり、情報化支援の充実が求められています。
- 県ホームページにおいては、災害等の緊急情報をはじめ、日常生活や経済活動に欠かせない行政情報や行政サービス、四季折々の観光情報やイベントの紹介、また、各種行政手続の電子申請の実施など、行動に制約のある障害のある人が利用しやすい情報提供を行ってきたところであり、行政情報はすべての人に伝える必要があります。
- 障害のある人が買い物や観光等で外出する場合には、市街地や観光地の障害のある人のためのトイレの整備状況、視覚障害のある人のための誘導ブロックの敷設状況等、各地域のバリアフリー情報の入手が重要です。

<重点施策と主要事業>

(1) 情報のバリアフリー化の推進

- ① 県内各地域の公民館等の公共施設と連携した岡山情報ハイウェイ等の高速ネットワーク網を活用し、ウェブアクセシビリティ（誰もが利用できるような各種情報）に配慮するとともに、時間・距離に制約されない幅広い交流を促進します。
- ② パソコン等情報通信機器の利用方法、支援機器の提案、メールによる技術サポート、在宅就労、起業等様々なITに関する情報提供や相談に応じ、障害のある人等の社会参加を促進します。
- ③ 県ホームページにおいては、今後も、一層ウェブアクセシビリティに配慮しながら、コンテンツの拡充やシステムの充実に取り組めます。
- ④ 岡山県視覚障害者センターについては、視覚障害のある人の支援を図るため、各種情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実に図ります。
- ⑤ 岡山県聴覚障害者センターについては、聴覚障害のある人への情報提供の充実に図り、文化・学習・レクリエーション活動等を支援するため、字幕付きビデオテープの制作・貸出、情報機器の貸出等コミュニケーション支援、相談事業、手話通訳者の養成や派遣のためのコーディネート等を行っており、情報提供やボランティア活動の拠点としての機能充実に図ります。
- ⑥ 視覚障害のある人への広報としては、新聞等を即時点訳するネットワーク事業や点字広報の発行の継続、貸し出し用点字図書等の充実に図ります。
- ⑦ 県内の施設のバリアフリー情報を集約し、県のホームページを通じて継続的に情報提供します。

- 障害者ITサポートセンターおかやまの運営（障害福祉課）
- 障害に配慮したホームページ等の運営（情報政策課）
- 岡山県視覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 岡山県聴覚障害者センターの運営（障害福祉課）
- 広報機能の充実（障害福祉課・公聴広報課）
- 県内のバリアフリー情報の集約と提供機能の充実（障害福祉課）

第3章 事業一覧

見本

I 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

事業・事業内容	所管課
<p>岡山県福祉のまちづくりの推進 すべての人が個性と人権を尊重され、あらゆる活動へ主体的に参加し、快適にいきいきと生活できるバリアフリー社会の実現をめざして、平成11年度に策定した「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、県民総参加で「心」、「情報」、「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを推進します。</p>	障害福祉課
<p>心のバリアフリー啓発冊子の活用 障害のある人が、日常生活で不便を感じることや協力してほしいと思うことについて、基本的なマナーや知識をまとめた冊子「バリアフリー社会の思いやり」を、社会福祉協議会の普及啓発事業や学校での福祉教育等に幅広く活用してもらい、思いやりの心を育みます。</p>	障害福祉課
<p>心のバリアフリー支援事業 高齢者や障害のある人等への理解を深めるため、市町村や地域住民が取り組む車いす・アイマスク体験会や高齢者疑似体験等の開催に対して、助言や資機材の提供等の支援を行い、県内全域での体験事業の実施を推進します。</p>	障害福祉課
<p>心の輪を広げる障害者理解促進事業 内閣府と共催で「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間ポスター」を募集し、応募があった作品については、県が審査を行い、内閣府に推薦します。</p>	障害福祉課
<p>障害者週間の普及啓発 「障害者週間（12月3日～9日）」に当たり、各種啓発事業を行い、障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人の社会参加を促進します。</p>	障害福祉課
<p>障害のある児童生徒への理解の促進 発達障害を含み特別支援教育に関する教職員の理解を深めるため、校内研修や県総合教育センター等での研修を充実させます。</p>	教育庁特別支援教育課
<p>ゆうあい福祉展（知的障害者福祉展）の開催 知的障害のある人への社会の理解を深めるため、知的障害関係施設の入所者の製作した作品の展示などを行う福祉展を開催します。</p>	障害福祉課
<p>ふれあいフェスティバル 精神障害のある人と地域住民とのふれあいの場として、ステージ発表やバザー、パネル展示などを行います。</p>	健康推進課
<p>こころをつなぐ作品展 県内の特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の幼児児童生徒が授業等で作成した作品を展示することにより、社会の人々の障害のある子どもに対する理解を深めます。</p>	教育庁特別支援教育課
<p>発達障害、難病及び高次脳機能障害を含む障害のある人への理解を促進するための情報提供 県の広報メディアを利用して、障害のある人への理解を促進するための情報を積極的に提供します。</p>	障害福祉課 医業安全課
<p>点字広報「おかやま」の発行 視覚障害のある人を対象に、県政の動き、話題などを紹介します。</p>	公聴広報課

※第3章は作成中であるため、見本のみ添付

